



平成26年10月27日
海上保安庁

平成26年度(第2回)海上保安庁船艇職員、 無線従事者及び航空機職員の募集について

海上保安庁では、巡視船艇、航空基地等で勤務する職員(海上保安官)を採用するため、資格を有している者を以下の要領で募集します。

採用されると、海上保安学校門司分校(北九州市門司区)で約6ヵ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署において勤務することとなります。

1 受付期間

平成26年11月4日(火)~平成26年11月25日(火)

2 採用区分及び予定数

| | |
|-------|-----|
| 航 海 | 若干名 |
| 機 関 | 若干名 |
| 主 計 | 若干名 |
| 通信・技術 | 若干名 |
| 飛 行 | 若干名 |
| 整 備 | 若干名 |

3 試験日

第1次試験 平成26年12月7日(日)(教養試験) 1

第2次試験 平成26年12月22日(月)又は24日(水) 2

(人物試験・身体検査等)

実技試験 平成27年1月21日(水)~23日(金)(飛行のみ)

1 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

2 12月22日(月)は、第2次試験を横浜市で受験する者に限る。

4 合格発表

第1次試験 平成26年12月16日(火)

最終合格 平成27年2月20日(金)

5 採用予定日

平成27年7月1日(水)

当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日(平成2

8年1月頃)までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することができる。

6 受験資格

「航海」「機関」及び「主計」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・五級海技士(航海)以上 1

機関・・・五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む) 1

主計・・・船舶料理士資格証明書 2

1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

2 「船舶料理士に関する省令」(昭和50年運輸省令第7号)第2条第1項第3号口又は八の規定に該当する者で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。

「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機 of 二等航空整備士(旧三等航空整備士を含む)の資格以上の技能証明を有する者で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。

7 その他

この募集に関する詳細は、海上保安庁のホームページ(<http://kaiho.mlit.go.jp/>)又は海上保安庁総務部人事課任用係(TEL:03-3591-6361(内線2541~2542))までお問い合わせ下さい。